

市長の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 2 号

市長の退職手当の特例に関する条例

令和 5 年 5 月 1 日において市長の職にあった者（以下「市長」という。）の同日を含む任期に係る退職手当は、瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 1 1 条第 3 項の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、市長が退職した日の翌日限り、その効力を失う。